

千葉市立青葉病院広報委員会設置要綱

(目的)

第1条 千葉市立青葉病院の各種情報を広報することにより、市民の信頼に応え、もって地域中核病院としての役割を果たすため、青葉病院広報委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 院外広報紙の編集・発行
- (2) ホームページの制作・更新
- (3) 病院年報の編集・発行
- (4) 掲示物の管理
- (5) その他、委員会の目的達成を図るための必要事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、委員等をもって組織する。

2 委員長は委員の中から合議により選出する。

3 委員会の組織は、医師、看護師、臨床検査技師、薬剤師、管理栄養士、臨床工学技士の職にあるもの及び事務局により構成する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が召集する。

2 委員会の議長は委員長とし、委員長に事故あるときは副委員長が議長の職務を代理する。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、事務局において総理する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年7月13日より施行する。

平成27年4月1日 改正

平成28年4月1日 改正

令和3年2月26日 改正

令和3年4月13日 改正

令和4年4月1日 改正